

告知の内容が正しくないと、ご契約が解除され保険金をお支払いできない場合があります。以下の説明をすべてご確認・ご理解の上正しい告知をお願いします。なお、被保険者ご本人とは、加入申込票兼被保険者明細書の被保険者ご本人欄に記入された方をいいます。

※本紙はお客さまご自身で確認するための帳票です。ご提出の必要はありません。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

※「加入申込票兼被保険者明細書の写し」と「健康状態告知についてのご案内」(本紙)、

団体総合生活補償保険

「重要事項のご説明」はお客さまの控えとなりますので、大切に保管してください。

1 告知の重要性

健康状態告知は公平な保険契約の引受判断のための重要な事項ですから、必ず被保険者ご本人が、「事実を」[ありのまま]「もれなく」お答えください。親介護一時金または親の介護による休業補償に加入する場合の健康状態告知の回答にあたっては、必ず特約被保険者・介護対象者となる方に健康状態に関する質問事項と「健康状態告知についてのご案内」に記載された事項をすべて説明し、回答内容をそのまま記入ください。

2 正しく告知しなかった場合の取扱い

告知する事項は別紙「健康状態告知書質問事項」に記載しています。もし、故意または重大な過失によって、これらについて事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合、告知を受領した保険契約の保険期間の開始時(補償の開始時)から1年以内であれば、引受保険会社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。

告知義務違反によりご契約が解除された場合、詐欺による取消しとなった場合、解除後の補償はなくなり、たとえ保険金支払事由が発生していても保険金をお支払いすることはできません。

3 書面によるご回答のお願い

質問事項へのご回答は、保険会社の引受判断上、重要な事項のため、取扱代理店への口頭によるご回答ではなく、書面にてご回答くださいますようお願いいたします。

4 傷病歴等を告知した場合の取扱い

引受保険会社では、ご加入者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち保険金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っています。

5 告知内容を確認させていただく場合があります。

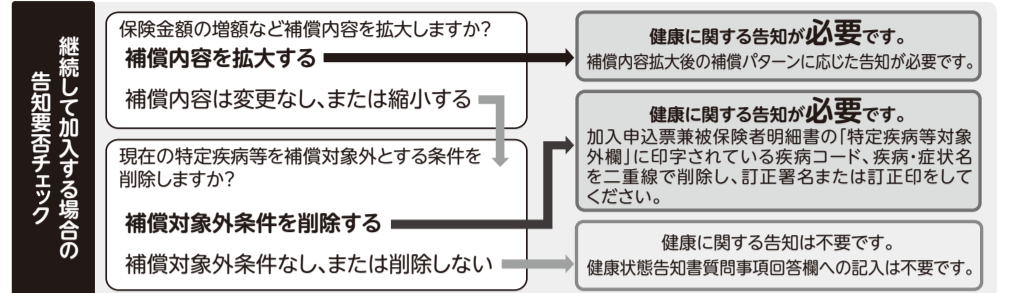
お申込み後または保険金請求の際、告知内容について確認させていただく場合があります。

6 お客さまによるご契約内容の確認について

ご加入後、加入内容について記載した「加入者証」または「加入申込票の写し」で告知内容に誤りがないかのご確認をお願いします。

7 健康に関する告知が必要な方

健康状態告知書質問事項回答欄に回答いただく必要のある方は、以下のいずれかに該当する方です。●今回新たに加入する方 ●継続して加入する際に、補償内容を拡大する契約条件の変更(注)を行う方



新たに加入する方、補償内容を拡大する契約条件の変更を行う方のいずれにおいても、ご加入の補償パターンに応じて告知をいただきますようお願いいたします。

Table with 6 columns: パターン, 疾病補償(注), がん補償, 本人介護一時金, 質問1, 質問2, 質問3. It shows notification requirements for various patterns.

※「親介護一時金」「親介護休業補償」に新たに加入する方、継続して加入する際に、補償内容を拡大する契約条件の変更を行う方は、別途、親介護一時金・親介護休業補償の告知をいただく必要があります。

8 再告知の取扱い

令和5年9月30日以前始期の契約から加入いただいているお客さまは、特定疾病等を補償対象外とする条件で加入されている場合があります。

再告知の結果、お引き受けできる場合、特定疾病等を補償対象外とする条件を削除して加入いただくことができます。

9 その他の注意事項

被保険者ご本人が正しく告知をした場合でも、加入初年度契約の保険期間の開始時より前にケガ、病気または要介護状態の原因となった事由が生じた場合は、引受保険会社は保険金をお支払いできません。

健康状態告知書質問事項回答欄の解説

健康状態告知書質問事項回答欄の書き方や用語をご説明しています。なお、健康状態告知書質問事項回答欄にご記入いただく前に、「健康状態告知についてのご案内」を必ずお読みください。

健康状態告知書質問事項は以下のとおりです

質問事項

<質問2> 「がん」に関するご質問

●以下に該当する項目はありますか。

告知日(ご記入日)より過去2年以内に以下のいずれかの病気と医師に診断されたり、医師による検査\*・治療(投薬を含みます)を受けたことがある、または受けるように指導されたことがありますか。

●「がん」、「上皮内がん」

※検査結果が異常なしだった場合は「なし」となります。ただし、検査の結果が判明していない場合や経過観察中の場合は「あり」となります。

「医師による治療」には注射、手術、放射線治療、心理療法、食事療法などを含みます。なお、市販のビタミン剤の服用など、病気の治療ではなく健康増進のための行為は含みません。